

## 保育所等での COVID-19 感染症対策における見解

2020年3月15日

全国保育園保健師看護師連絡会

COVID-19 感染拡大防止のため、内閣総理大臣の小中高校および特別支援学校の休校要請に基づき休校が始まり、一方で厚生労働省は保育所等には開所することを原則としています。乳児を含む未就学児は学童期以上の子どもに比べて感染予防対策を実施するには大人の介助が必要であり、十分な感染症対策には子どもの人数や状況に見合った職員確保が不可欠です。一方で、学校休校によって保育所等の職員の中にも出勤を制限せざるを得ない者がいる上に、国内で患者発生数が増加していることによって、微熱や鼻汁、咳嗽といった感冒症状がある職員は出勤を控えることが望ましいとされています<sup>1)</sup>。これらにより、保育現場での職員確保はこれまでよりも一層切迫した課題となっています。保育所の十分な対策やその予算措置が打ち出されない現状の中で、保育所等の職員にも負担と大きな不安が広がっています。また、乳幼児を預かる保育所等では、子どもの命と心身の健康が守られ、さらに施設内の罹患者及び感染者のケア提供者に対する差別が広がらないよう対策を講じる必要があります。保育所等の感染対策において、全国保育園保健師看護師連絡会は以下の対応が重要であると考えます。

- 保育所等の感染症対策は、手指衛生、咳エチケット、高頻度接触部位の消毒を含めた環境衛生など「保育所等における感染症対策ガイドライン」<sup>2)</sup>に基づいた基本的な感染症対策を徹底する<sup>3)</sup>。
- 発熱、呼吸器症状等の欠席の記録（サーベイランス等）をとり、日頃の状況と比較しやすいように整理をしておく。COVID-19 の罹患者が出ていない状況においても、同様の症状が集積しているような場合においては、管轄保健所との十分な連携のもとに対応を行う。保護者に迅速な情報提供を行う。
- 職員が体調不良時には出勤を控えることができるよう職員配置の充実が必要であり、臨時での職員雇用を含め必要な予算措置を検討し実施をする。必要時には、保護者に家庭保育もしくは保育時間の短縮の協力を依頼する。ただし、保護者の就労や家庭状況を鑑み、十分な説明と配慮をする。
- 保育所等での感染症対策には保育所看護職が不可欠である。保育所看護職等が雇用されていない施設では、嘱託医および各自治体の保育所担当課、管轄保健所との連携を密にとり対策を講じる。必要に応じて保育所看護職等を臨時で雇用する、もしくは近隣の保育所看護職に相談できる体制を整える。
- 保護者が感染者をケアしているケア提供者である場合に、子どもの登園自粛は不要であり、子ども及び保護者が差別的な扱いを受けないよう配慮する。
- 保育所等で感染者が出た場合、厚生労働省が示す感染対策に基づき<sup>3)</sup>、管轄保健所との十分な連携のもと対応する。その際、感染した職員、子ども・保護者が不当な扱いを受けることがないように、差別は許されないという強い姿勢を保育所等は示

す。

監修 安井良則（大阪府済生会中津病院感染管理室長）

<引用文献>

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解 厚生労働省  
(2020.2.24 発表) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00006.html)
- 2) 保育所における感染症対策ガイドライン 厚生労働省(2018)  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>
- 3) 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について 厚生労働省(2020.1.31 発表)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000599965.pdf>
- 4) 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応 について 厚生労働省 (2020.2.18 発表)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000599986.pdf>